

令和3年度答申第6号

令和3年9月9日

松戸市監査委員 高橋 正剛 様  
同 三好 徹 様  
同 高橋 伸之 様  
同 大塚 健児 様

松戸市個人情報保護審議会

会長 井川 信子 印

個人情報の開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成31年4月19日付け松監第19号をもって諮問のあった個人情報の開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審議会の結論

松戸市監査委員（以下「処分庁」という。）の行った開示決定処分は妥当ではなく、これを取り消し、改めて対象となる公文書に記録されている個人情報の記録として、郵便等配達証明書のほか、当該郵送文書に関わる起案文書等の手続に必要な書類を追加特定した上で、開示決定すべきである。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成31年1月31日付けで、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、「私宛ての郵便について、どのような名称や性質の文書がいつ私に届いたかということが分かるもの一切。配達証明書、郵便追跡の結果を印刷したもの、差出票、レシート、領収書、封筒や封筒を印刷したもの、起案文書や添付文書など。」(以下「本件公文書に記録されている個人情報の記録」という。)について、個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成31年2月14日付けで、個人情報の全部開示決定(以下「本件処分」という。)をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、平成31年3月29日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。
- (2) 処分庁は、理由付記に不備があり、条例第11条の3第2項で準用する松戸市情報公開条例第10条第3項の規定に違反する。
- (3) 全部開示決定の場合も教示文を付すことを求める。

#### 4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求には、「私宛ての郵便について、どのような名称や性質の文書がいつ私に届いたかということが分かるもの一切」と記載されているが、「どのような名称や性質の文書」が「いつ届いたか」を証明できる文書は存在しない。

しかしながら、審査請求人は、例示として「配達証明書、郵便追跡の結果を印刷したもの、差出票、レシート、領収書、封筒や封筒を印刷したもの、起案文書や添付文書など。」を挙げていることから、そのうち「いつ届いたか」のみを証明する文書である郵便配達証明書を対象文書として特定し、開示したものである。

本件開示請求書の請求対象文書としては、それ以外に請求対象内容を特定できる公文書はない。

- (2) 全部開示決定の際の教示文については、申請に係る処分につき申請どおりの処分をする場合には、処分の相手方は本来不服がないのであるから、相手方に対して教示を行う必要はない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、その他対象となる文書は存在しないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

#### 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

- (1) 条例の定め

##### ア 個人情報について

「個人情報」の定義について、条例第2条第1号は、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他

の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

#### イ 公文書について

「公文書」の定義について、条例第2条第7号は、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」と規定している。

#### ウ 個人情報の開示請求について

個人情報の開示請求について、条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、同条第3項は、「市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。」と規定し、非開示情報として、（1）個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの、（2）開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの、（3）その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたものと規定する。

次に、条例第11条の3第2項は、開示の手續等については、「松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する」と規定し、松戸市情報公開条例第10条は、実施機関の開示請求に対する開示（第1項）及び非開示（第2項）の決定並びに実施機関が一部開示又は非開示決定を行う際の理由の提示（第3項）について定めている。

#### （2）対象文書の特定について

上記の条例第10条第1項の規定によると、開示請求の対象は、当該個人情報を記録した公文書となる。

処分庁は、本件開示請求については、個人情報開示請求書に記載されている「私宛ての郵便について、どのような内容や性質の文書がいつ私に届いたかということが分かるもの一切。配達証明書、郵便追跡の結果を印刷したも

の、差出票、レシート、領収書、封筒や封筒を印刷したもの、起案文書や添付文書など。」の記載のうち、特に「いつ私に届いたかということが分かるもの」の記載を捉え、郵便等配達証明書のみを当該個人情報を記録した公文書として特定したとしている。

しかしながら、社会通念上、郵便等配達証明書は、単体で用をなすわけではなく、郵送した文書等、郵送に関わる文書と一体のものとして、取り扱われるものである。

また、処分庁における個人情報開示決定通知書の作成に当たっては、請求内容をそのまま記載するのではなく、開示請求に係る公文書を特定した上で、その公文書の件名を記載することが必要である。

### (3) 本件審査請求への対応について

処分庁においては、本件開示決定の対象文書を郵便物等配達証明書に限定した上で、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第1項の「開示請求に係る公文書の全部を開示するとき」に該当するものとしているが、審査請求人は、処分庁が当該文書のみを本件開示請求の対象文書と限定したことを不服としている。

審議会において、処分庁の説明を聴取したところ、処分庁においては、所管課において郵便物等配達証明書に関わる公文書については、決裁手続を執った上で、審査請求人に郵送により文書の発送をしている事実が認められ、これらは、決裁を受けた文書を送付することにより施行し、配達証明により施行の確認をするという一連の事務に係る文書と考えられる。

本件開示請求の対象文書としては、審査請求人が、例示として「起案文書」を挙げていることから、郵便物等配達証明書のほか、当該郵送文書に関わる起案文書等の手続に必要な書類を追加特定した上で、開示決定することが妥当である。

なお、開示請求に係る公文書として特定した郵便等配達証明書について、請求人の氏名が記載された面のみを開示しているものがあるが、葉書は表裏一体となって構成されるものであるから、非開示事由のない限り両面を開示すべきである。

## 6 審議会の結論

以上のことから、1 審議会の結論のとおり判断する。  
審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

### 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月19日	諮問書の受理
令和 3年 4月16日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 3年 5月21日	第2回審議会（審議）
令和 3年 7月 1日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 3年 8月 5日	第4回審議会（審議・意見陳述）
令和 3年 9月 9日	第5回審議会（審議）